附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第二条、第三条、第七条から第十条まで、第十五条及び第十六条第六号の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。

3　障害給付金支給裁定申請書、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書、仮給付金支給決定通知書並びに犯罪被害者等給付金支払請求書及び仮給付金支払請求書の様式は、改正後の様式第三号から様式第七号までの様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第７号（第10条関係）

（表　面）

犯罪被害者等給付金
仮　給　付　金　支払請求書

年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名　　㊞
住　所

下記により犯罪被害者等給付金／仮給付金の支払を請求します。

請求金額　　円也

①犯罪被害等給付金者	裁定番号	第　　号
	裁定年月日	年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
	種類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
②仮給付金	決定番号	第　　号
	決定年月日	年　月　日
	決定公安委員会名	公安委員会
③払渡しを受ける方法及び機関	ア　口座振込	銀行／金庫　本店／支店 預金の種類（　　） 口座番号　第　　号
	イ　送金支払	銀行／金庫　本店／支店
	ウ　送金支払	郵便局

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

1　氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

2　「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。

3　①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。

4　②の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。

5　③の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。

6　この請求書は、下記あてに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号１００－８９７４
警察庁長官官房給与厚生課長

7　この請求書について分からないところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。

様式第７号（第10条関係）

（表　面）

犯罪被害者等給付金
仮　給　付　金　支払請求書

平成　年　月　日

警察庁支出官　殿

フリガナ
氏　名　　㊞
住　所

下記により犯罪被害者等給付金／仮給付金の支払を請求します。

請求金額　　円也

①犯罪被害等給付金者	裁定番号	第　　号
	裁定年月日	平成　年　月　日
	裁定公安委員会名	公安委員会
	種類	遺族給付金・重傷病給付金・障害給付金
②仮給付金	決定番号	第　　号
	決定年月日	平成　年　月　日
	決定公安委員会名	公安委員会
③払渡しを受ける方法及び機関	ア　口座振込	銀行／金庫　本店／支店 預金の種類（　　） 口座番号　第　　号
	イ　送金支払	銀行／金庫　本店／支店
	ウ　送金支払	郵便局

（日本工業規格Ａ列４番）

（裏　面）

注意

1　氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。

2　「請求金額」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書に記載されている「犯罪被害者等給付金の額」又は「仮給付金の額」を記入してください。

3　①の欄の「裁定番号」及び「裁定年月日」には、犯罪被害者等給付金支給裁定通知書に記載されている裁定番号及び裁定年月日を記入してください。

4　②の欄の「決定番号」及び「決定年月日」には、仮給付金支給決定通知書に記載されている決定番号及び決定年月日を記入してください。

5　③の欄は、「ア」から「ウ」までのうち希望するものを１つだけ選び、その記号を○で囲んでください。払渡しを希望する銀行又は金庫の名称は、正確に記入してください。

なお、「ア　口座振込」の欄は、銀行又は金庫に請求者名義の預金口座がある人だけが記入してください。

6　この請求書は、下記あてに郵送してください。なお、下記の郵便番号は警察庁の個別の郵便番号ですから、警察庁の所在地の記載の必要はありません。

郵便番号１００－８９７４
警察庁長官官房給与厚生課長

7　この請求書について分からないところがありましたら、警視庁又は道府県警察本部にお問い合わせください。